

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定め、子育て世代とその親世代が互いに支え合い、身近な地域の中で安心して暮らせる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代世帯 親、子、孫等の三世代以上で構成される世帯で、申請時に中学生以下の子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しない子ども（申請時に母子手帳等で出産予定が確認できる子どもを含む。）を含む世帯をいう。
- (2) 同居 三世代世帯が市内の同一住宅に居住することをいう。
- (3) 近居 三世代世帯が市内の同一小学校区内又は直線距離0.5km以内の2棟以上の住宅に居住すること又は同一棟の共同住宅に居住することをいう。
- (4) 三世代同居等 同居又は近居をすることをいう。
- (5) 世帯全員 三世代同居等に該当する者全員をいう。
- (6) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、住居としての利用上の独立性を有するもので、自らが居住するための家屋又は独立して住居の用途に供することができる家屋の一区分（事務所、店舗その他それらに類する用途を兼ねる家屋の場合は、居住用部分の面積が延床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (7) 新築住宅 新たに建築される住宅をいう。
- (8) 建売住宅 建築工事の完了の日から、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (9) 中古住宅 人の居住の用に供したことがある住宅をいう。
- (10) リフォーム 住宅を修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。
- (11) 増改築 既存の住宅を増築又は一部を解体し造り替えることをいう。
- (12) 住宅取得 本市で三世代同居等を行うための新築住宅、建売住宅、中古住宅の購入をいう。
- (13) リフォーム等 本市で三世代同居を行うためのリフォーム又は増改築をいう。
- (14) 住宅取得等 三世代同居等を行うための住宅取得又は三世代同居に必要となる現に居住している住宅のリフォーム又は増改築をいう。

(15) 滞納者 市税等の納付義務者で、その納付すべき市税等をその納付期限（徴収又は滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しない者で、かつ、交付申請書及び交付請求書の提出時において納付を完了していない者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 住宅取得等に係る契約を行った者又はその配偶者で、第10条第1項の規定による実績報告のときまでに三世代同居等を開始している者

(2) 世帯全員が、市税等の滞納者でない者

(3) 取得した住宅又はリフォーム等を行った住宅の所有権を有する者又はその配偶者

(4) 住宅取得等完了後に、三世代同居ないしリフォームを行う場合は親世帯又は子世帯のいずれかが、三世代近居を行う場合は親世帯及び子世帯が自治会加入することを誓約する者

(5) 令和3年4月1日以降に三世代同居等を開始する者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新たに三世代同居等を開始するために必要な住宅取得等に係る経費とする。

2 リフォーム等については、前号の規定にかかわらず、次に掲げる工事は補助対象としない。

(1) 倉庫、車庫等の附属施設の設置及び工事

(2) 居住者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入（居住者が工事業者の場合に限り、材料費のみ補助対象とする。）

(3) 移動若しくは取り外しが可能な機器若しくは製品の購入又は設置

(4) 造園、門扉、塀又は外構の工事

(5) 新築等を伴わない解体工事

(6) 太陽光発電システムの工事

(7) 店舗、事務所等部分に係る工事

(8) 耐震工事

(9) 本市が実施するその他補助金の交付を受けている工事

(10) 介護保険における住宅改修の対象工事

(11) その他市長が補助金の交付が適当でないとする工事

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1に定める金額とする。

2 補助金の交付は、同一の三世帯世帯に対し1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅取得等に係る契約の日から3か月以内に新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金交付申請書(様式第1号もしくは様式第1号の2)に、別表第2に定める書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、個人情報確認同意書(様式第2号)を提出する場合は、本市が発行する住民票については、その添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業計画変更(中止)申請書(様式第4号。第4項において「変更申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。ただし、補助金額に変更のない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 前号の規定にかかわらず、交付決定後の補助金額の増額は認めない。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、変更申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(交付変更決定の通知)

第9条 市長は前条第4項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、交付決定者に対し、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金交付変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業実績報告書(様式第6号もしくは様式第6号の2)に、別表第3に定める書類等(ただし自治会加入証明書については様式第7号)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、個人情報確認同意書を提出する場合は、本市が発行する住民票及び納税証明書については、その添付を省略することができる。

2 前項ただし書に規定する個人情報確認同意書については、申請時に提出し、かつ、届出内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金交付請求書(様式第9号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が提出した書類に偽りその他不正があると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金交付取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に対し、新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業補助金返還命令書(様式第11号)により、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(報告及び実地調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に関し、申請者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）補助対象金額

住宅取得（同居）	住宅取得（近居）	リフォーム等
50万円 ただし、補助対象経費が50万円に達しない場合は、補助対象経費を上限とする。	20万円 ただし、補助対象経費が20万円に達しない場合は、補助対象経費を上限とする。	20万円 ただし、補助対象経費が20万円に達しない場合は、補助対象経費を上限とする。

別表第2（第6条関係）補助金交付申請書添付書類

住宅取得	リフォーム等
<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等（ただし、前号の住民票により続柄が確認できる場合は、省略することができる。）</p> <p>(3) 住宅取得等に工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>(4) 住宅の位置図及び宅内見取図</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等（ただし、前号の住民票により続柄が確認できる場合は、省略することができる。）</p> <p>(3) 住宅の所有者が確認できる書類</p> <p>(4) 住宅のリフォーム等に係る契約書の写し</p> <p>(5) 工事の内容が確認できる書類（工事内訳書等）</p> <p>(6) 住宅の位置図及び宅内見取図</p> <p>(7) 住宅全体及び工事着工前の写真</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第3（第10条関係）補助金実績報告書添付書類

住宅取得	リフォーム等
<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 世帯全員（高校生以下を除く。）の納税証明書</p>	<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 世帯全員（高校生以下を除く。）の納税証明書</p>

<p>(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、最終清算書等の写し）</p> <p>(4) 住宅の登記事項証明書の写し</p> <p>(5) 建築完了検査済証の写し（中古住宅を購入する場合を除く。）</p> <p>(6) 取得住宅の現況写真</p> <p>(7) 補助事業についてのアンケート</p> <p>(8) 自治会加入証明書（様式第7号）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、最終清算書等の写し）</p> <p>(4) 工事完了後の写真</p> <p>(5) 補助事業についてのアンケート</p> <p>(6) 自治会加入証明書（様式第7号）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
---	---

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付申請書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、住宅取得に係る補助を次のとおり申請します。

1 補助申請額	円
2 住宅取得に係る 契約年月日	令和 年 月 日
3 住宅取得 完了予定日	令和 年 月 日
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 個人情報確認同意書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 又は 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び宅内見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 個人情報確認同意書を添付する場合は、新居浜市が発行する住民票の添付を省略できます。

様式第1号の2（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付申請書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、リフォーム等に係る補助を次のとおり申請します。

1	リフォーム等 を行う住宅の住所	新居浜市
2	補助対象工事額	円
3	補助申請額	円
4	契約年月日	令和 年 月 日
5	完了予定日	令和 年 月 日
6	添付書類	<input type="checkbox"/> 個人情報確認同意書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等 <input type="checkbox"/> 住宅の所有者が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム等に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事の内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び宅内見取図 <input type="checkbox"/> 住宅全体及び工事着工前の写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 個人情報確認同意書を添付する場合は、新居浜市が発行する住民票の添付を省略できます。

様式第2号（第6条関係）

個人情報確認同意書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者	ふりがな			
	氏名	(自署又は記名押印)		
住所	(〒 -)			
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
電話番号	- -			

新居浜市が実施する事業、制度等を利用するにあたり、当該事業、制度等の資格審査のため、市が保有する私（世帯全員が審査対象の場合は当該世帯全員）に係る次の個人情報を確認することに同意します。

1 事業、制度等の名称 新居浜市子育て応援三世帯同居等促進事業

- 2 確認に同意する個人情報
 (1) 住民基本台帳に記録されている情報
 (2) 納税状況に関する情報

※世帯全員が審査対象の場合は、当該世帯全員の署名（自署又は記名押印）が必要です。
 未成年者については、親権者等（法定代理人）が自筆してください。

	氏名	申請者との続柄	生年月日	性別
1			年 月 日	男・女
2			年 月 日	男・女
3			年 月 日	男・女
4			年 月 日	男・女
5			年 月 日	男・女
6			年 月 日	男・女

注1 この同意書により確認する個人情報は、上記の目的のためにのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。

注2 本人確認をさせていただきますので、審査対象全員の本人確認書類（代理申請の場合は写し可）を御持参ください。

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の 名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
補助対象金額	円
交 付 金 額	円
交 付 条 件	1 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業計画変更（中止）申請書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付決定通知番号 通知年月日	第 号 年 月 日
2 補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
3 変更（中止）の 内容・理由	
4 補助対象金額	変更前 円 変更後 円
5 交付申請額	変更前 円 変更後 円
6 添付書類	

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



年 月 日付けで変更（中止）申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
補助対象金額	変更前 円
	変更後 円
交付金額	変更前 円
	変更後 円
交付条件	1 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金実績報告書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、住宅取得に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定通知番号 通知年月日	第 号 年 月 日
2 補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
3 交付決定通知額	円
4 住宅取得に係る 契約年月日	年 月 日
5 住 宅 取 得 完了年月日	年 月 日
6 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の納税証明書（高校生以下を除く。） <input type="checkbox"/> 住宅取得費用の支払いが確認できる書類 （領収書、最終清算書等） <input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 建築完了検査済証の写し （中古住宅を購入する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 取得住宅の現況写真 <input type="checkbox"/> 補助事業についてのアンケート <input type="checkbox"/> 自治会加入証明書（様式第7号） <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 個人情報確認同意書を添付する場合は、新居浜市が発行する住民票及び納税証明書の添付を省略できます。

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金実績報告書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、リフォーム等に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定通知番号 通知年月日	第 号 年 月 日
2 補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
3 交付決定通知額	円
4 住宅取得に係る 契約年月日	年 月 日
5 住 宅 取 得 完了年月日	年 月 日
6 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の納税証明書（高校生以下を除く。） <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いが確認できる書類 （領収書、最終清算書等の写し） <input type="checkbox"/> 工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> 補助事業についてのアンケート <input type="checkbox"/> 自治会加入証明書（様式第7号） <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 個人情報確認同意書を添付する場合は、新居浜市が発行する住民票及び納税証明書の添付を省略できます。

自治会加入証明書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

次の者が _____自治会に加入していることを証明します。

住 所	新居浜市
世帯主氏名	

自治会名 _____自治会

自治会長名 _____

（自署又は記名押印）

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金額を確定したので、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定通知番号 通知年月日	号 年 月 日
補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
補助金の交付決定 通知額	円
補助事業の経費 精算額	円（補助対象）
補助金の交付 確定額	円

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付請求書

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金	
2 請求額	円	
3 振り込み先	金融機関名	銀行/信金/農協/信組/その他 支店/出張所/その他
	口座種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 名義人	()

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長

印

年 月 日付第 号で交付決定（又は変更決定）した補助金の
交付については、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱
第13条に基づき、交付決定の取消し（全部・一部）を決定したので、通知
します。

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
交付決定通知番号 通知年月日	号 年 月 日
補助年度	年度
補助事業の名称	新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金
補助金の交付決定通知額	円
補助金の既交付額	円 (年 月 日交付)